

参加規約

株式会社 ClaN Entertainment（以下「ClaN」といいます。）と合同会社 DMM（以下「DMM」といい、ClaNとDMMとを総称して「主催者」といいます。）とは、主催者が共同して開催するオンライン展示会「VCTEC 2022」（「メタバース ビジネス EXPO」と「インフルエンサーマーケティング EXPO」から構成され、以下「本イベント」といいます。）の参加規約（以下「本規約」といいます。）を以下のとおり定めます。

本規約は、本イベントの参加条件を定めるものであり、本イベントに参加するすべての皆様に対し適用されます。

参加者は、別途主催者が指定する登録フォーム（以下「登録フォーム」といいます。）から本イベントの参加申込（以下、当該申込を「参加者登録」といいます。）をすることにより、本規約のすべてに同意したものとみなします。

本イベント参加のお申込み、ご参加にあたっては必ず本規約をお読みください。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号に定める通りとします。

- ①「公式サイト」とは、本イベントを展開するウェブサイトやネイティブアプリケーションを含む、主催者が本イベントを展開するネットワークに接続されたすべてのサイトをいいます。
- ②「参加者」とは、個人であるか法人であるかを問わず、第3条1項に定める参加者登録を完了し、本イベントに参加するすべてのお客様をいいます。
- ③「出展者」とは、個人であるか法人であるかを問わず、本イベントに出展するすべての参加者をいいます。
- ④「ビジネス ID」とは、参加者が第4条に定めるビジネス ID 登録をすることにより DMM が発行する ID であって、DMM が運営するオンライン展示会サービスの共通ログイン ID として利用できる ID をいいます。
- ⑤「登壇者等」とは、参加者のうち、本イベントにおける企画等に参加する者をいいます。
- ⑥「グループ会社」とは、リンク(<https://dmm-corp.com/company/group/>)先に記載する DMM のグループ会社各社をいいます。

第2条（本規約の適用範囲及び変更）

- 1.本規約は、本イベントの利用に関する参加者と主催者との間に生ずる権利義務関係を定めることを目的とし、参加者と主催者との間の本イベントに関する一切の關係に適用されます。
- 2.すべての参加者は、本規約に従い本イベントに参加するものとします。
- 3.主催者は、必要と判断した場合には、民法第548条の4の規定に基づき本規約を変更できるものとします。この場合、主催者は、公式サイトへの掲示又は電子メール等の方法により、変更を行う旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期について参加者に通知します。

第3条（参加契約の成立）

- 1.参加者は、本規約に同意した上で、登録フォームから本イベントの参加手続（以下、当該手続を「参加者登録」といいます。）を行うものとします。
- 2.参加者登録が完了した旨のメールを主催者が発信したときに、参加者と主催者との間で、本規約及びこれに付随するガイドラインその他のルール（以下総称して「本ルール」といい、本規約と合わせて「本規約等」といいます。）を内容とする参加契約（以下「参加契約」といいます。）が成立し、参加者は本規約等に基づき参加者としての権利を有

し義務を負うものとし、本規約と本ルールとが矛盾・抵触する場合、本ルールにおいて特段の定めがない限り、本規約が優先して適用されるものとし、

3. 法人が参加者登録をする場合、当該登録をする者は、法人を代理又は代表して参加者登録をする権利があることを表明・保証するものとし、
4. 二以上の企業・団体等が共同で参加者登録をする場合は、代表となる企業（以下「代表申込者」といいます。）が申込みを行い、共同で申込みする企業等（以下「共同申込者」といいます。）の名称・連絡先等について主催者に通知するものとし、この場合においても、本規約等は、代表申込者及び共同申込者双方に適用されるものとし、両者はこれに同意したものとみなします。この場合、代表申込者は、共同申込者による本規約等の遵守につき共同申込者と連帯して責任を負うものとし、
5. 参加者は、参加者登録をするにあたっては、すべての事項につき真実かつ正確な情報を登録するものとし、虚偽、不正確な情報又は誤解を招く情報を登録してはならないものとし、
6. 主催者は、参加者が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、参加者登録を拒否することができ、参加者はこれに異議を述べないものとし、なお、次の各号に該当するか否かの判断は、主催者の裁量により行うものとし、主催者は当該判断について説明責任を負わないものとし、
 - ① 参加者が、前各項の規定に違反して参加者登録を行った場合
 - ② 参加者と同一とみられる者が、既に参加者登録を行っている場合又は過去に参加者登録の取り消し、参加契約の解除等をされたことがある場合
 - ③ 参加者が未成年の場合で、参加者登録にあたり法定代理人の同意を得ていない場合
 - ④ 参加者（参加者の役員及び参加者の経営を実質的に支配している者を含みます。）が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体その他これに準ずるものをいいます。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との間で何らかの交流若しくは関与を行っている場合
 - ⑤ その他本イベントの参加者としてふさわしくないと主催者が判断した場合

第4条（ビジネス ID）

1. 参加者は、参加者登録にあたり、ビジネス ID 登録（以下「ビジネス ID 登録」といいます。）を行い、ビジネス ID の取得が必要となります。
2. ビジネス ID 登録にあたっては、必ず「ビジネス ID 規約」（https://content.biz.dmm.com/doc/BusinessID_terms_ver3.pdf）をお読みください。ビジネス ID の登録完了をもって、ビジネス ID 規約に同意したものとみなします。

第5条（第三者のソフトウェア等）

1. 本イベントへの参加用にあたっては、主催者指定の第三者のソフトウェア及びサービス等の利用が必要になることがあります。参加者は、当該第三者のソフトウェア及びサービスの利用規約等に同意し、これらを遵守しなければなりません。当該第三者のソフトウェア及びサービスの利用にあたっては、必ずそれらの利用規約をお読みください。
2. 本イベントの商談ルーム機能では、DMM の Bellbird サービスを利用しています。参加者は、商談ルームを利用することにより、「Bellbird 利用規約」（https://online-event.dmm.com/uploads/terms/terms_bellbird_ver0.pdf）につき同意したものとします。商談ルームのご利用にあたっては必ず「Bellbird 利用規約」をお読みください。
3. 参加者が、第三者のソフトウェア、サービスに関する利用規約等又は Bellbird 利用規約に違反したときは、主催者は、参加者による第三者のソフトウェア、サービス又は Bellbird サービスの利用を制限し、停止し又は参加契約を解除することができます。

第6条（利用料）

参加者は、無償で本イベントに参加することができます。但し、別途主催者が利用料金（以下「利用料金」といいます。）を事前に設定した場合は、これを支払うことにより本イベントに参加することができます。

第7条（登録情報の変更）

- 1.参加者は、メールアドレス、電話番号、法人名その他参加者登録の際に入力した情報又は別途主催者に通知した情報に変更が生じた場合には、速やかに当該変更を主催者に対し通知するものとします。
- 2.参加者が前項に基づく変更の通知を怠ったことにより参加者に不利益、損害等が生じた場合であっても、主催者はこれについて一切の責任を負わないものとします。

第8条（ID・パスワードの管理）

- 1.参加者は、自己のビジネス ID 及びパスワードを自己の責任において厳重に管理するものとし、第三者への漏洩又は第三者による不正利用等について主催者は一切の責任を負わないものとします。但し、主催者の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。
- 2.参加者は、自己のビジネス ID 及びパスワードを第三者に使用させ、譲渡し又は貸与してはならないものとします。
- 3.参加者の特定はビジネス ID 及びパスワードによってなされるものとし、本イベントの効果は、当該ビジネス ID 及びパスワードを設定した参加者に帰属するものとします。
- 4.参加者は、自己のビジネス ID 及びパスワードが第三者に漏洩した場合あるいは不正利用されている疑いがあるときは、直ちに主催者にその旨報告し、主催者の指示に従うものとします。

第9条（個人情報の取得・利用及び提供）

- 1.DMM は、自らが個人情報取得の窓口となり、参加者（法人の参加者については、代表者、担当者その他の関係者を含みます。以下本条において同じ。）の個人情報（個人情報保護法に定めるものをいいます。以下本条において同じ。）を取得します。
- 2.DMM は、取得した参加者の個人情報を、本規約及び DMM が定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて（以下総称して「方針等」といいます。
<https://terms.dmm.com/privacy/>）に従い取り扱うものとします。
- 3.DMM は、本イベントの運営・実施のために、ClaN に対し、参加者の個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託することがあります。DMM は、個人情報の取り扱いを委託するにあたり、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報保護法に従い、必要かつ適切な監督を行います。
- 4.DMM は、取得した参加者の個人情報を、方針等に定める目的に加え以下の目的で使用する場合があります、参加者は当該使用につき同意するものとします。
 - ①本イベント（本イベントにおいて実施する企画等を含む。以下本条において同じ。）に関するお問い合わせへの回答や、本イベントの提供、実施のため
 - ②本イベントの改善、機能拡張その他の変更に向けた分析、検討のため
 - ③本イベントに関するメールマガジンその他の各種お知らせを配信するため
 - ④本イベントの参加状況に関する調査やアンケート、アップデート報告等の目的で参加者に連絡をするため
 - ⑤統計データの作成、分析その他のマーケティングのため
 - ⑥参加者名一覧を ClaN、出展者及び登壇者等及びグループ会社（以下総称して「第三者提供先」といいます。）に提供するため
 - ⑦本イベントの告知・広告宣伝のため

- ⑧第三者提供先が提供するサービスや主催するイベント・シンポジウム・セミナー等に関するメールマガジンその他の各種お知らせを配信するため
- ⑨DMM 及びグループ会社が提供する商品、サービス、キャンペーンの情報提供（電話連絡、電子メールの送付及びカタログ・チラシの郵送）のため
- 5.前項第 6 号ないし第 8 号記載の各利用目的のために必要な範囲で、DMM は、方針等に従い、参加者の個人情報及びその他必要な情報を第三者提供先（グループ会社を除きます。）に提供することができるものとし、参加者はこれにあらかじめ同意するものとします。DMM は、個人情報提供先について、公式サイトにて随時公表するものとします。
6. 第 4 項第 6 号ないし第 9 号記載号記載の各利用目的のために必要な範囲で、DMM は方針等に従い、参加者の個人情報及びその他必要な情報をグループ会社に提供することができるものとし、参加者はこれにあらかじめ同意するものとします。
7. 第 4 項 9 号記載の利用目的のために必要な範囲で、DMM は、参加者の個人情報及びその他必要な情報を、リンク (<https://dmm-corp.com/business/>) 先に記載する DMM の事業のために利用することができ、参加者はこれにあらかじめ同意するものとします。

第 10 条（本コンテンツ）

- 1.本イベントに関して提供される販促資料、映像、音声、プログラム、文字、画像、イラスト、デザイン、商標、ロゴマークその他一切の情報のうち、参加者及びその他の第三者に権利が帰属するものを除いたもの（以下「本コンテンツ」といいます。）の著作権、著作者隣接権、商標権、意匠権等の知的財産権は、すべて主催者に帰属するものとします。
- 2.主催者は、本イベントのため、本コンテンツの使用を参加者に対し許諾することがあります。その場合であっても、本コンテンツにかかる権利はすべて主催者に帰属し、参加者に対し権利の移転をするものではありません。
- 3.参加者は、前項に基づき本コンテンツの使用許諾を受けたときは、許諾を得た使用範囲と態様においてのみ本コンテンツを使用できるものとし、主催者の事前の書面による承諾を得ることなく、本コンテンツを翻案・改変すること及び第三者に再許諾すること並びに複製、転載等（スクレイピングを含みます。）をすることは一切認められません。
- 4.主催者は、本コンテンツに関し、本コンテンツの内容、正確性、適合性、完全性、真実性、適法性及び品質等及び本コンテンツが第三者の知的財産権等の権利を侵害していないことを保証するものではなく、何らの責任を負わないものとします。

第 11 条（参加者コンテンツ）

1. 参加者は、参加者が本イベントのために主催者に提供し、又は本イベントに参加して掲載ないし投稿したコンテンツ（参加者のプロフィールやコメント、ロゴ、画像等を含み、以下「参加者コンテンツ」といいます。）を、本イベントの運営のため並びに本イベントのマーケティング又は広告宣伝等のために、日本国内外において無償且つ本イベントの運営、提供に必要な期間（準備期間を含みます。）及び本イベントのアーカイブ期間中使用する権利（本イベント運営のために第三者に対して再許諾する権利を含みます。）を主催者に対し許諾するものとします。参加者は、主催者及び主催者が権利を再許諾した第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとします。
- 2.参加者は、参加者コンテンツについて、第三者の秘密情報が含まれていないこと及び第三者の権利を侵害するものではないことを表明し保証するとともに、その内容、正確性、適合性、完全性、真実性、適法性及び品質等を自らの責任において確認、判断した上で本イベントに掲載ないし投稿するものとし、参加者コンテンツの内容につき責任をもつものとします。
- 3.参加者コンテンツに関して何らかのトラブル等が発生した場合には、参加者の責任と費用において当該トラブル等を解決するものとし、参加者は主催者に対し、何らの迷惑又

- は不利益を生じさせないものとします。主催者が参加者に代わって当該トラブルを対処したときは、主催者は参加者に対し、対処により生じた費用を求償することができます。
4. 次の各号に該当する場合、主催者は、自らの裁量により参加者コンテンツの削除その他の措置を講じることができるものとし（但し、その義務を負うものではありません。）、参加者はこれに異議を申し立てることはできないものとします。
- ①参加者コンテンツが本規約等に抵触、違反すると主催者が判断した場合
 - ②参加者コンテンツに関するトラブルが生じた場合
 - ③参加者コンテンツが本イベントの目的や趣旨に適合しないと主催者が判断した場合
5. 前項の場合、主催者は、参加者の承諾なく、当該参加者コンテンツを削除することに代えて、これを主催者が適切と判断する内容に変更又は修正した上で、参加者コンテンツとして掲載又は投稿することができるものとします。

第12条（参加環境）

1. 参加者は、本イベントに参加するための利用端末、電子機器、通信機器、ソフトウェア、インターネット接続環境を自己の責任と費用とで準備するものとし、参加者が準備した当該接続環境等により本サービスの利用に不具合が生じた場合でも、主催者は一切責任を負わないものとします。
2. 本イベントに参加するにあたり発生する通信費等は、参加者が負担するものとします。
3. プロキシサーバー、VPN サーバー等を経由して本イベントに参加する場合、当該サーバー等のエラー等により、正常に参加することができない場合があります。

第13条（参加者の責任）

1. 参加者は、本イベントの参加にあたり、他の参加者及びその他の第三者との間で紛争が生じた場合、参加者の責任と費用において、当該紛争を解決するものとします。
2. 参加者は、本イベントの参加にあたり、他の参加者又は第三者に損害を与えた場合、参加者の責任と費用において、当該損害を賠償するものとします。
3. 参加者は、本イベントの参加に関連して、主催者、他の参加者又はその他の第三者に損害を与えた場合、参加者の責任と費用において、当該損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第14条（禁止行為）

1. 主催者は、参加者が本イベントに参加するにあたり次の各号に定める事由を行うことを禁止します。
 - ①主催者、他の参加者又はその他の第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他知的財産権を侵害する行為
 - ②主催者、他の参加者又はその他の第三者の財産権、肖像権、パブリシティ権、人格権、名誉権、プライバシー権等を侵害する行為
 - ③公序良俗及び法令等に違反する行為
 - ④犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為及び犯罪行為を助長する行為
 - ⑤虚偽の情報を登録、掲示又は投稿する行為
 - ⑥サーバーに過度の負担を及ぼす行為等による業務の運営妨害行為
 - ⑦本コンテンツ及び参加者コンテンツに施されたセキュリティ、DRM等の技術的保護手段を削除し、回避し、無効化する行為
 - ⑧主催者、他の参加者又はその他の第三者に対する誹謗中傷、脅迫、嫌がらせ、差別若しくはそれを助長する行為、又は第三者に不利益を与える行為
 - ⑨本人の承諾なく第三者の個人情報又はプライバシー情報を収集又は公開する行為
 - ⑩ネズミ講又はマルチ商法を勧誘する目的で本イベントに参加する行為
 - ⑪本規約等で禁止する行為その他主催者が不適切と判断する行為

- 2.前項の禁止行為に該当するか否かの判断は、主催者の裁量により行うものとし、主催者は当該判断について説明責任を負わないものとします。
- 3.主催者は、参加者の行為が第1項の禁止行為に該当すると判断した場合には、事前に参加者に通知することなく、本イベントの参加制限、参加契約解除その他主催者が必要と判断する措置を採ることができ、これによって参加者に損害が生じた場合でも、主催者は一切その責任を負わないものとします。

第15条（主催者による解除）

- 1.主催者は、参加者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知等を行わずに、参加契約を直ちに解除することができるものとします。
 - ①参加者が金銭債務の履行を遅滞し、主催者が催告をしたにもかかわらずこれを履行しない場合
 - ②参加者が本規約等に違反した場合
 - ③参加者が監督官庁による営業許可の取消し、停止その他の行政処分を受けた場合
 - ④参加者が支払不能若しくは支払停止となった場合
 - ⑤参加者の相続人等から参加者が死亡した旨の連絡があった場合又は主催者が参加者の死亡の事実を確認できた場合
 - ⑥参加者について破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立があった場合
 - ⑦財産状態が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる場合
 - ⑧解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をした場合で、参加契約の継続が困難になるおそれがあると主催者が判断したとき
 - ⑨主催者からの要請に対し誠実に対応しない等、主催者との信頼関係が破壊されたと主催者が判断した場合
 - ⑩その他、参加契約を継続し難い事由が生じたと主催者が判断した場合
- 2.主催者は、前項に基づく解除をしたことにより参加者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 3.前項に基づく解除により、主催者、他の参加者又はその他の第三者に損害が生じた場合、参加者は当該損害(弁護士費用を含みます。)を賠償する責任を負います。

第16条（本イベントの中断等）

主催者は、次の各号に該当する場合には、参加者に通知なく本イベントを中断し又は必要な措置を取ることができ、これによって参加者に損害が生じた場合でも、主催者は一切の責任を負わないものとします。

- ①本イベントに利用するシステムの保守、点検又はセキュリティ確保を行う場合
- ②火災、停電又は自己又は天変地異、伝染病等の発生、第三者による妨害行為などの不可抗力によりシステムの運営が困難になった場合
- ③システム障害、ネットワーク障害が生じた場合
- ④他の参加者又は第三者による不正利用があった場合
- ⑤その他主催者が必要と判断した場合

第17条（本イベントの変更、追加、廃止）

- 1.主催者は、いつでも本イベントの中止又は本イベントの内容の全部又は一部の変更、追加等を行うことができ、これについて参加者に対し何らの責任を負わないものとします。
- 2.主催者は、前項の規定により本イベントの中止又は本イベントの内容の全部又は一部の変更、追加等をするときは、参加者に対し、事前にその旨を通知します。但し、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第 18 条（免責）

- 1.主催者は、本イベントが、参加契約において合意した内容を超えて、参加者の特定の目的に適合すること及び参加者が期待する特定の品質、価値を有することを何ら保証するものではありません。
- 2.主催者は、参加契約において合意した内容を超えて、本イベント並びに参加者コンテンツの完全性、正確性、確実性、信頼性、有用性等及び参加者の実在性、同一性、信頼性等について何ら保証するものではありません。
- 3.主催者は、参加者コンテンツについて一切の責任を負いません。
- 4.主催者は、本規約等に個別に定める場合を除き本イベントの参加により参加者に生じた不利益、損害及び参加者が本イベントに参加できないことにより生じた不利益、損害について一切の責任を負わないものとします。
- 5.主催者と参加者との間の参加契約が、消費者契約法の消費者契約に該当する場合、本規約等のうち、主催者の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において参加者に発生した損害が主催者の債務不履行又は不法行為に基づくときは、主催者は、主催者に故意又は重過失がある場合を除き、参加者に直接かつ現実に生じた通常損害（付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害は含まれません。）の範囲内で損害賠償責任を負うものとします。

第 19 条（事業の譲渡）

主催者は、本イベントに関する事業を第三者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い、参加契約に基づく権利及び義務並びに参加者の登録情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、参加者は、参加者たる地位、本規約等に基づく権利及び義務並びに参加者の登録情報その他の情報の譲渡につきあらかじめ同意するものとします。

第 20 条（業務の委託）

- 1.主催者は、本イベントの実施にかかる業務の全部又は一部を他の主催者に対して委託するほか、その他の第三者に対しても委託することができるものとし、参加者はこれにあらかじめ同意するものとします。
- 2.前項の場合において主催者が必要と判断したときは、主催者は方針等に従い、参加者の個人情報及びその他本イベントの提供のために必要な情報の取り扱いを他の主催者又は第三者に委託することができるものとします。

第 21 条（損害賠償）

参加者は、本規約等に違反して主催者、他の参加者又はその他の第三者に損害を与えた場合には、当該損害（弁護士費用を含みます。）を賠償する責任を負うものとします。

第 22 条（譲渡禁止）

主催者は、参加者が、参加契約に基づき有する地位及び権利義務の第三者に対する譲渡、販売、貸与、承継、使用許諾その他の処分をすることを禁止します。

第 23 条（準拠法及び合意管轄）

- 1.本規約等は日本法に準拠して解釈されるものとします。
- 2.本イベント又は本規約等に関し生じた一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又

は執行不能と判断された場合であっても、本規約等におけるその他の規定は完全に有効なものとしてなお引き続き効力を有するものとします。

附則

本規約は、2022年4月12日から全ての参加者に適用されます。